

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第42回本部員会議

日時：令和5年 4月28日(金) 9時30分～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長発言（村岡知事）

新型コロナウイルス感染症については、本県の新規感染者数は、全国と同様に、緩やかな増加傾向にあります。

こうした中、明日から人の移動が活発になるゴールデンウィークが始まることから、感染拡大への注意が必要です。

また、昨日、国において、予定どおり5月8日から感染症法上の位置付けを5類に変更することとされ、いよいよ本格的な社会経済活動の正常化に向けて動き出します。

本日の本部員会議は、こうした状況を踏まえ、今後の対応を協議するものです。どうぞよろしくお願いいたします。

2 議題（1）現在の感染状況等について

・事務局説明（健康福祉部審議監）

別添資料1より説明

3 議題（2）新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴う対応の見直しについて

・事務局説明（防災危機管理課長）

別添資料2より説明

4 議題（3）新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

・事務局説明（防災危機管理課長）

別添資料3より説明

5 議題（4）新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴う医療提供体制等について

・事務局説明（健康福祉部審議監）

別添資料4より説明

6 各部局発言

・健康福祉部長

健康福祉部からは「医療提供体制の拡充等」について、ご説明します。

15ページの資料5をご覧ください。

先ほど事務局から説明しましたが、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザと同じ5類に変更されます。

今後は、自主的な感染症対策がベースとなることから、県民に不安や混乱が生じること

のないよう、円滑に移行することが重要と考えています。

このため、県民の皆様が、他の疾病と同様に、幅広い医療機関で、安心して受診できるよう、医療関係機関等との協議を重ね、今冬の第8波のピーク時の状況にも、十分対応できる入院・外来体制を整備したところです。

今後は、行政の関与なく、幅広い医療機関による自律的な対応への速やかな完全移行を目指してまいります。

具体的に、まず、外来については、季節性インフルエンザの診療を行っている、地域の身近なかかりつけ医等、広く一般的な医療機関による体制へ拡充してまいります。

次に、入院については、県内139の全ての病院にご参画いただき、一般病床での受入れ体制へと移行します。

なお、医療機関間による入院調整が困難な場合に、県が入院調整を行う病床を確保し、バックアップする体制も整えています。

また、5月8日以降、自宅療養者フォローアップセンターの運営は終了しますが、発熱時等の受診相談や体調変化時の相談に応じる受診・相談センター、「#7700」（シャープナナナゼロゼロ）を継続して設置します。

こうした内容につきましては、県ホームページに掲載し、情報発信してまいります。

なお、先ほど事務局から説明がありましたとおり、県対策本部は、5月7日をもって廃止しますが、今後は、庁内関係課の課長をメンバーとする、県庁内対策連絡会議を引き続き設置し、感染状況等の情報共有や必要な対策を検討していきます。

健康福祉部としましては、今後とも、関係機関等と緊密に連携し、必要な医療提供体制の確保など、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

健康福祉部からは以上です。

・環境生活部長

環境生活部からは「やまぐち安心飲食店認証制度」の廃止についてです。

本認証制度は、国の基本的対処方針に基づき、令和3年8月から運用を開始したのですが、5類感染症への移行に伴い、同対処方針が廃止となることから、5月8日以降廃止します。

これまで全体の7割に当たる6,000店余りの飲食店に認証を取得していただき、懸命に感染対策に取り組んでいただいた結果、県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりができたものと考えています。

今後は、ウィズコロナの中で県民が安心して飲食店を利用できるよう、事業者には、引き続き自主的な感染対策に取り組んでいただきたいと考えています。

・副教育長

教育委員会からは、学校での対応について、報告させていただきます。

資料6にお示ししておりますとおり、児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とし、登下校時において、混雑した電車等

利用する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、着用を推奨することとしています。

また、高等学校生徒・教職員等に対して実施しているPCR検査については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された以降は、終了いたします。

なお、文部科学省において、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、関係法等の改正も予定されており、今後、文科省の通知を踏まえ、適切に対応することとしております。

県教委としましては、児童生徒等の健やかな学びが保障できるよう、関係部局や市町教委と連携しながら、引き続き必要な感染症対策に取り組んでまいります。

教育委員会からは、以上です。

・総務部長

総務部からは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う県職員の対応について、報告させていただきます。

5月8日以降、感染対策を一律に求めることはなくなることから、本年3月10日付けで発出していた、感染予防・再拡大防止に向けた県職員自らの対応に関する事務連絡は、5月7日をもって廃止します。

5月8日以降は、各所属において、国等が示す基本的な感染対策の考え方などを参考に、所属長が時々の状況等を踏まえながら感染対策の必要性を判断し、職場内外における適切な対策を講じるようお願いすることとし、その旨の通知を本日発出します。

7 本部長発言（村岡知事）

ただいま、本部員及び事務局から、本県の現在の感染状況や、5月8日以降の県の対応について報告がありました。

報告にもありましたが、本県の新規感染者数は、全国と同様に、緩やかな増加傾向にあり、ゴールデンウィーク期間の人流の活発化が見込まれることから、感染拡大への注意が必要となります。

ゴールデンウィーク期間中の感染防止に係る取組の詳細については、資料7「県民の皆様・事業者の皆様へのお願い」のとおりとなりますが、今後、県のホームページやSNS等を通じて、皆様にお知らせします。

5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、これに伴い、感染対策は、個人や事業者の皆様の自主的な判断に委ねられます。

このため、県として感染対策を一律に求めることはなくなりますが、新型コロナウイルスがなくなった訳ではありません。

5月8日以降、県のホームページを通じ、感染対策の情報を提供してまいりますので、感染対策を自主的に判断する際の参考にしてください。

以上で、本日の会議を終了いたします。